

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....	(住宅課) 35
告 示	
○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室) 35
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出.....	(地域産業課) 36
○土地改良法による道営換地計画の変更決定.....	(農地調整課) 37
○農業委員会が行う交換分合計画の認可.....	(農地調整課) 37
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	(農地調整課) 37
○家畜伝染病の発生.....	(酪農畜産課) 37
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(漁業指導課) 38
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 38
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 38
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課) 38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 39
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 39
○公共測量の実施の通知.....	(建設部総務課) 47
○公共測量の終了の通知.....	(建設部総務課) 48
○道路の区域の変更.....	(道路整備課) 48
○道路の供用の開始.....	(道路整備課) 48
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課) 49
○公有水面の埋立ての免許.....	(河川課) 49
○海岸保全区域の指定の一部改正.....	(砂防災課) 49
○都市計画事業の認可.....	(都市環境課) 49
公 表	
○知事表彰の受賞者.....	(人事課) 50
○北海道苦情審査委員の活動状況報告.....	(道民相談センター) 50
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	51

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	51
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	52
○一般競争入札の実施(2件).....	52
道網走東部森づくりセンター告示	
○一般競争入札による道有財産(土地)の売り払い.....	54
道警察本部告示	
○指名競争入札の資格に関する公示.....	55
○一般競争入札の実施.....	56

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年10月10日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第113号
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)の一部を次のように改正する。
第8条の表1の項中「第6条第2項第1号」を「第6条第4項第1号」に改める。
別表第1の1の表道公営住宅の部函館市の項中「1,955」を「1,961」に改め、同部南幌町の項中「24」を「41」に改める。
別表第1の2の表駐車場の部南幌町の項中「24」を「41」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第1793号
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。
平成15年10月10日
北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	17941-10	ベストカメラ	2003年10月号 株式会社少年画報社

すべとばに北の大地の豊かなめぐみ(愛食運動推進月間)

雑誌	02461-11	海賊 ナンバーワン	2003年11月号	株式会社竹書房
同	03798-11	若妻 ヤンツマ GOKUH	2003年11月号増刊	株式会社バウハウス
同	08397-10	マガシン・ウォー	2003年10月号	株式会社マガジンマガジン
同	06833-10	Naitai magazine No. 246	2003年10月1日発行	ナイタイ出版株式会社
同	04039-10	ザ・ベスト MAGAZIN EORIGINAL	2003年10月号	株式会社ハローケイエンターテインメント
同	17645-10	Bejean	2003年10月号	英知出版
同	19151-10	ラビアン	2003年10月号	笠倉出版社
同	13773-10	コミック マノン	2003年10月号	株式会社マガジンマガジン
同	05216-10	特冊快援隊 芸能ニッポン	2003年10月6日増刊号	株式会社竹書房
同	13796-10	してみたかったHな話 Vol.3 COMIC パチスロ裏テク大実戦	2003年10月号	平和出版株式会社
同	08023-11	別冊ブカ BUBKA	2003年11月号	株式会社コアマガジン
同	20438-10/12	週刊大衆増刊ババラッチ	2003年10月12日号	株式会社双葉社
同	01453-10	漫画アイドル	2003年10月号	辰巳出版株式会社
同	11803-10	ウォーB組	2003年10月号	株式会社マガジンマガジン
コミック	ISBN4-86093-030-4	筋肉男キンニクオトコ Vol.5		光 彩 書 房
同	ISBN4-86093-059-2	筋肉男キンニクオトコ Vol.6		同

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1794号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月10日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名寄徳田ショッピングセンター 名寄市徳田88 - 6 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社インフォームアイ 代表取締役社長 田屋 一郎
旭川市6条通2丁目2424番地の5
- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役社長 前田 勝敏	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役社長 村中 誠二	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
株式会社マルタカ	代表取締役 武藤 孝治	中川郡幕別町札内中央町332 - 5
株式会社ダイゼン	代表取締役 柴田 恵治	旭川市流通団地2条3丁目16番地
株式会社ニューステップ	代表取締役社長 高田 覚司	東京都中央区新川1丁目22番10号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11 - 31
株式会社北海道マツヤデンキ	代表取締役社長 山本 勝彦	札幌市中央区北3条西2丁目1番地

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役社長 前田 勝敏	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役社長 村中 誠二	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
株式会社マルタカ	代表取締役 武藤 孝治	中川郡幕別町札内中央町332 - 5
株式会社ダイゼン	代表取締役 柴田 恵治	旭川市流通団地2条3丁目16番地
株式会社ニューステップ	代表取締役社長 高田 覚司	東京都中央区新川1丁目22番10号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11 - 31
株式会社北海道マツヤデンキ	代表取締役社長 山本 勝彦	札幌市中央区北3条西2丁目1番地
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 玉塚 元一	山口県山口市大字佐山717番地1

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 8,404㎡ (変更後) 8,933㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数
(変更前) 613台 (変更後) 659台
- (イ) 駐輪場の収容台数
(変更前) 60台 (変更後) 65台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
(変更前) 486㎡ (変更後) 510㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 60m³ (変更後) 71m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻		閉 店 時 刻	
	(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)
ホーマック株式会社	午前9時30分	午前7時30分		午後9時
マックスバリュ北海道株式会社		午前9時		午後11時
株式会社ツルハ			午後8時	
株式会社マルタカ	午前10時			
株式会社ダイゼン				
株式会社ニューステップ		午前10時		午後8時
株式会社ムラタ				
株式会社北海道マツヤデンキ				
株式会社ファーストリテイリング	-	午前9時	-	午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時30分まで

(変更後) 午前7時から午後11時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 9箇所 (変更後) 10箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成16年5月30日(ただし、上記(3)の(イ)及び(ウ)の(株式会社ファーストリテイリングを除く。)、(イ)及び(エ)の変更に係るものについては平成15年10月8日)

2 届出年月日 平成15年9月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び名寄市産業振興課

(2) 縦覧期間 平成15年10月10日(金)から平成16年2月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1795号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、東川町東雲地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年10月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1796号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、士幌町農業委員会が定めた士幌南地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1797号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、財団法人北海道農業開発公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類は、農政部農地調整課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1798号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
伝達性海綿状脳症	めん羊	疑似患畜	13	中川郡池田町	平成15. 9.30
同	同	同	2	足寄郡足寄町	同
同	同	同	1	中川郡本別町	同

北海道告示第1799号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成15年9月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 榎崎造船株式会社
(2) 住 所 室蘭市築地町135番地
- 4 落札金額
73,290,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道告示第1357号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1800号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 斜里郡斜里町字日の出152の1から152の3まで・字真鯉2・7・9（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4
- 2 指 定 の 目 的 魚つき
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1801号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の36（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1802号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡女満別町字開陽393の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び女満別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1803号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1804号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利90の1・91 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利503、504
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利505
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1805号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
共和町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
共和町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
神恵内村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡共和町・岩内町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
共和町・岩内町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町・古宇郡神恵内村・泊村（以上1町2村国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
岩内町・神恵内村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村・泊村（以上2村国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡泊村(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
泊村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
岩内町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩内町(次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
神恵内村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
神恵内村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
岩内町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡泊村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 12(1) 指定施業要件変更予定保安林 伊達市・登別市・室蘭市（以上3市国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
伊達市・登別市・室蘭市（以上3市について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊達市・登別市・室蘭市（以上3市について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡大滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
大滝村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大滝村（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林 登別市・有珠郡大滝村（以上1市1村国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
登別市・大滝村（以上1市1村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

登別市・大滝村（以上1市1村について次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに登別市役所及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

15(1) 指定施業要件変更予定保安林 伊達市・有珠郡壮瞥町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊達市・壮瞥町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに伊達市役所及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡虻田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

17(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡壮瞥町・大滝村（以上1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
壮瞥町・大滝村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 指定施業要件変更予定保安林 伊達市・有珠郡壮瞥町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに伊達市役所及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

19(1) 指定施業要件変更予定保安林 伊達市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

20(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町・島牧郡島牧村・寿都郡黒松内町
の所在場所 (以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

21(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町・島牧郡島牧村（以上1町1村国有林。
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

寿都町・島牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寿都町・島牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

22(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

23(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

京極町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

京極町（次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 24(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町・京極町・喜茂別町（以上3町国有林の所在場所 林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
倶知安町・京極町・喜茂別町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
倶知安町・京極町・喜茂別町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 25(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町・島牧郡島牧村（以上1町1村国有林の所在場所 林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
黒松内町・島牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒松内町・島牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 26(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限るの所在場所 林。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 27(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限るの所在場所 林。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

28(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

29(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

30(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

31(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

32(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

33(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町・寿都町 (以上2町国有林。次の図の所在場所 示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

黒松内町・寿都町 (以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

黒松内町・寿都町 (以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

34(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島牧村 (次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

35(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島牧村 (次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1806号

次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 作業種類 公共測量(3級基準点測量)

(2) 作業期間 平成15年8月22日から12月9日まで

(3) 作業地域 江差町

(4) 実施者名 函館開発建設部長

2(1) 作業種類 公共測量(3級基準点測量)

(2) 作業期間 平成15年9月8日から10月22日まで

- (3) 作業地域 上富良野町
- (4) 実施者名 富良野土地改良区理事長

北海道告示第1807号

次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月5日から9月10日まで
- (3) 作業地域 松前町
- (4) 実施者名 函館開発建設部長

- 2(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年7月14日から9月5日まで
- (3) 作業地域 幕別町
- (4) 実施者名 帯広開発建設部長

北海道告示第1808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
三 笠 栗 山 線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字茂世丑1697番地先から空知郡栗沢町字茂世丑1830番1地先まで		前	20.88mから 27.04mまで	978.15m	—
			後	24.01mから 30.48mまで		
開 発 茶 志 内 線 北海道札幌土木現業所	美唄市字チャシュナイ1014番6地先から美唄市字チャシュナイ846番9地先まで		前	18.18mから 18.18mまで	933.36m	国道12号 重複13.64m
			後	18.18mから 28.44mまで		

旭 川 多 度 志 線 北海道札幌土木現業所	深川市湯内1521番地先から 深川市湯内1739番地先まで	前	14.16mから 17.65mまで	1,016.13m	—
---------------------------	----------------------------------	---	----------------------	-----------	---

		後	18.39mから 26.56mまで	1,016.13m	—
--	--	---	----------------------	-----------	---

月 形 厚 田 線 北海道札幌土木現業所	厚田郡厚田村大字厚田村71番6地先から厚田郡厚田村大字厚田村359番1地先まで（河川敷地）	前	11.39mから 46.42mまで	1,095.10m	—
-------------------------	---	---	----------------------	-----------	---

		後	11.39mから 46.42mまで	1,095.10m	—
--	--	---	----------------------	-----------	---

		後	21.30mから 65.69mまで	1,060.88m	—
--	--	---	----------------------	-----------	---

豊 頃 糠 内 芽 室 線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町農野牛648番地先から中川郡豊頃町農野牛796番地先まで	前	21.60mから 24.55mまで	1,096.52m	—
-----------------------------	------------------------------------	---	----------------------	-----------	---

		後	25.38mから 29.28mまで	1,096.52m	—
--	--	---	----------------------	-----------	---

美 深 名 寄 線 北海道旭川土木現業所	名寄市字内淵447番1地先から 名寄市字内淵447番1地先まで	前	34.44mから 85.87mまで	97.34m	—
-------------------------	------------------------------------	---	----------------------	--------	---

		後	34.44mから 86.72mまで	97.34m	—
--	--	---	----------------------	--------	---

日 東 東 雲 線 北海道旭川土木現業所	上川郡上川町新光町108番3地先から上川郡上川町新光町108番1地先まで	前	25.24mから 46.82mまで	22.06m	—
-------------------------	--------------------------------------	---	----------------------	--------	---

		後	25.24mから 46.82mまで	22.06m	—
--	--	---	----------------------	--------	---

上富良野旭中富良野線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町5130番1地先から空知郡上富良野町5141番1地先まで	前	14.54mから 14.54mまで	771.06m	—
--------------------------	--------------------------------------	---	----------------------	---------	---

		後	14.54mから 25.23mまで	771.06m	—
--	--	---	----------------------	---------	---

南陽山部停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市字山部3328番14地先から富良野市字山部2773番2地先まで	前	9.09mから 17.89mまで	491.93m	—
------------------------	-------------------------------------	---	---------------------	---------	---

		後	9.09mから 18.98mまで	492.12m	—
--	--	---	---------------------	---------	---

東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市7200番4地先から富良野市6685番1地先まで	前	18.18mから 34.42mまで	582.31m	—
-------------------------	------------------------------	---	----------------------	---------	---

		後	18.18mから 34.12mまで	582.31m	—
--	--	---	----------------------	---------	---

		後	24.51mから 28.87mまで	529.87m	—
--	--	---	----------------------	---------	---

日 進 名 寄 線 北海道旭川土木現業所	名寄市字日進496番1地先から 名寄市字日進503番2地先まで	前	20.00mから 29.50mまで	200.00m	—
-------------------------	------------------------------------	---	----------------------	---------	---

		後	20.00mから 30.00mまで	200.00m	—
--	--	---	----------------------	---------	---

北海道告示第1809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道 比布愛別停車場線	上川郡比布町5385番地先から 上川郡比布町1327番1地先まで	平成15.10.10	北海道旭川土木現業所
道道 士幌然別湖線	河東郡士幌町字中音更西1線180番6 地先から河東郡士幌町字中音更西2 線179番19地先まで	同	北海道帯広土木現業所

北海道告示第1810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 和寒鷹栖線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡和寒町字三笠397番6地先から	前	20.00mから27.00mまで	251.91m	—	
上川郡和寒町字三笠398番1地先まで	前	21.00mから33.00mまで	219.46m	—	
	後	21.00mから33.00mまで	219.46m	—	

北海道告示第1811号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

その関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許の年月日 平成15年10月10日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 氏名又は名称 北海道
 - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

3 埋立区域

- (1) 位置 紋別郡湧別町字芭露221番2地先の公有水面
- (2) 区域 省略（閲覧図書のとおりに）
- (3) 面積 11,069.90㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 紋別郡湧別町字芭露221番2地先の公有水面
- (2) 区域 省略（閲覧図書のとおりに）
- (3) 面積 18,517.31㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

北海道告示第1812号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所並びに大成町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

3 後志檜山沿海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(7)大成海岸の大成村の頂市町村名の欄中「大成村」を「大成町」に改め、同項海岸保全区域の欄の7の事項中「㊷点及びM点を結ぶ線とに囲まれた区域」を「㊷点及びO点を結ぶ線とに囲まれた区域」に改める。

北海道告示第1813号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・1・47号 札幌新道）
- 3 事業施行期間 平成15年10月10日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 札幌市清田区里塚3条3丁目、里塚3条5丁目、里塚3条6丁目、里塚緑ヶ丘9丁目及び里塚緑ヶ丘10丁目地内
使用の部分 なし

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
札幌市北区	金森 睦 忠	統 計 功 労
同	松 井 道 子	同
同 南 区	田 中 義 一	同
北 広 島 市	永 宮 利 幸	同
函 館 市	道 見 美 江	同
岩 内 町	川 上 淳 一	同
積 丹 町	的 場 無 縫	同
滝 川 市	下 道 八ツ工	同
同	平 澤 一 義	同
雨 竜 町	新 田 重 男	同
旭 川 市	表 谷 倭 子	同
士 別 市	竹 森 美 喜 男	同
富 良 野 市	水 野 淳 子	同
留 萌 市	津 田 博 幸	同
猿 払 村	藤 田 英 雄	同
網 走 市	立 石 重 義	同
北 見 市	加 藤 恵 美 子	同
雄 武 町	中 村 虎 雄	同
白 滝 村	廣 田 亮 一	同
室 蘭 市	戸 嶋 史 子	同
同	平 山 道 子	同
同	和 田 邦 夫	同
日 高 町	出 口 一 字	同
帯 広 市	細 川 百 合 子	同
忠 類 村	佐 藤 博 志	同

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定によ

り、平成15年7月1日から9月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成15年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては16件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況（単位：件、人）

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法 人 等
知 事	13	12	1
総 務 部	2	2	0
総 合 企 画 部	1	1	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	2	2	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	2	2	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	5	4	1
出 納 局	0	0	0
札 幌 医 科 大 学	1	1	0
教 育 委 員 会	2	2	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	15	14	1
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	16	15	1

（注）知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	2	・不動産取得税の課税について
		・固定資産の評価について
総合企画部	1	・アウトドアガイド試験の合否判定について
保 健 福 祉 部	2	・保健所の医療監視指導について
		・生活保護費等の支給について
農 政 部	2	・国有農地の払い下げについて
		・中山間地域等直接支払い制度について
建 設 部	5	・水質悪化の対応について
		・競争入札の指名について
		・河川改修工事に伴う用地補償について
		・河川改修工事に係る畑地の修復について
		・道路行政について
札幌医科大学	1	・医師の患者対応について
教 育 委 員 会	2	・民事訴訟に関する教育庁の対応について
		・扶養手当の支給について
道の機関以外	1	・道路敷地の管理について
合 計	16	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数	
申立てに 対する処 理の状況	審査を終えた事案	3
	審査をしない事案	1
	審査を行っている事案	11
	審査を中止した事案	0
	制度の対象外となった事案	0

内容を検討している事案	4
合 計	19

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての3件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数	
審査結果 の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの	0
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	2
	道の機関の行為に不備がないもの	1
	合 計	3

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

支 庁 告 示

北海道宗谷支庁告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月10日

北海道宗谷支庁長 佐藤 俊夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市朝日2丁目2183-19の内 ほか2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市朝日2丁目1番21号 共栄グラベラーズ株式会社 代表取締役 尾崎 正剛
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年5月7日 宗建指第15-1号指令

北海道網走支庁告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年10月10日

北海道網走支庁長 毛利 明雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) リールマシン（L = 360m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「道営畑
総（担い手育成）女満別地区」記入） 1台
- (2) リールマシン（L = 360m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「道営畑
総（担い手育成）田中2期地区」記入） 3台
- (3) リールマシン（L = 300m以上、レインガン型、「道営畑総（担い手育成）女満別地
区」記入） 3台
- (4) リールマシン（L = 300m以上、レインガン型、「道営畑総（担い手育成）田中2期
地区」記入） 3台
- (5) リールマシン（L = 300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「道営畑
総（担い手育成）女満別地区」記入） 5台
- (6) リールマシン（L = 300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、「道営畑
総（担い手育成）田中2期地区」記入） 10台
- (7) リールマシン（L = 300m以上、レインガン・ブースターポンプ搭載型、「道営畑総
（担い手育成）女満別地区」記入） 2台
- (8) リールマシン（L = 300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、ブースタ
ーポンプ搭載型「道営畑総（担い手育成）女満別地区」記入） 11台
- (9) リールマシン（L = 300m以上、レインガン・低圧スプレイノズル兼用型、ブースタ
ーポンプ搭載型「道営畑総（担い手育成）田中2期地区」記入） 4台
- (10) 送水ホース（φ75、L = 7.5m） 85本
- (11) 送水ホース（φ75、L = 15.0m） 204本

2 落札を決定した日

平成15年8月5日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 緑産株式会社
- (2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地

4 落札金額

273,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道網走支庁告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
- (2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第69号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年10月10日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

重油JIS1種1号 調達予定数量 3,332,000ℓ

2 落札を決定した日

平成15年9月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 中川石油商事株式会社
- (2) 住 所 稚内市中央5丁目2番31号

4 落札金額

32円（1ℓ当たりの単価）

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年札幌医科大学告示第55号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
- (2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学告示第70号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月10日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

遺体保存ロッカー（冷凍タイプ） 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成16年1月14日（水）

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入札日時 平成15年10月22日（水）午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年10月20日（月）
- (2) 提出場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第71号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月10日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

リアルタイムPCR定量システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成15年11月19日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
 (2) 入札日時 平成15年10月22日（水）午前10時
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年10月20日（月）
 (2) 提出場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (6) この入札の執行は、公開する。
 (7) 詳細は、入札説明書による。

道 網 走 東 部 森 づ くり
セ ン タ ー 告 示

北海道網走東部森づくりセンター告示第1号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年10月10日

北海道網走東部森づくりセンター所長 柳 生 修

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(m ²)	入札執行日時
1	網走郡美幌町字野崎67番1ほか2筆	97,101.40	平成15.11.11午後2時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

北見市青葉町2番10号 北海道網走東部森づくりセンター管理課
 電話番号 0157 - 24 - 6276

4 入札執行の場所

北見市青葉町2番10号 北海道網走東部森づくりセンター会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は網走東部森づくりセンター所長が発行する納入通知書によりその指定する期日までに指定の場所に納入すること。

9 契約の効力

この契約は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可を受けた時から効力を有する。

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

なお、入札参加申込書には、農業委員会が発行する営農証明書を添付しなければならない。

提出期限 平成15年11月4日

提出場所 北見市青葉町2番10号

北海道網走東部森づくりセンター管理課

11 現地説明会の日時及び場所

日時 平成15年11月5日 13時

場所 網走郡美幌町字野崎76番

12 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

13 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともあ

る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年10月10日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 ア 平成15年度北海道警察本部琴似庁舎敷地除雪業務

イ 平成15年度北海道警察本部航空隊舎敷地除雪業務

(2) 資 格 北海道警察本部琴似庁舎敷地又は航空隊舎敷地除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 北海道警察本部琴似庁舎敷地又は航空隊舎敷地除雪業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(6) 平成15年12月1日から平成16年3月31日までの間において、次の除雪機械（運転者を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、除雪に必要とする時間帯に除雪作業員に従事させることができること。

ア トラクタショベル（ホイール型、容量1.5～1.7m³、Vブラウ又は可変ブラウ付き）

イ トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m³以上、スノーバケット付き）

ウ ダンプトラック（積載10t以上、差枠付き）

(7) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年10月10日から11月4日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第144号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月10日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
万年筆 384本
ボールペン 360本
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成15年11月25日
- (4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成15年10月20日 午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

